令和８年９月２４日　第１２回定例会資料
協　議　事　項　２
（即付議議案第４５）

１　協議事項名　　令和９年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員
採用候補者選考審査要綱について

２　協議理由　　令和９年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員
採用候補者選考審査要綱を定める必要があるため

教　職　員　課

令和９年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

１　採用人数　１名程度

２　職務内容及び給料

(1)　特別支援学校の寄宿舎における、幼児、児童又は生徒の食事、入浴、着替え等の日常生活に関することや、余暇時間、自主学習に関することについて支援及び指導を行うとともに、寄宿舎での行事に関する企画・運営や支援計画・指導記録簿の作成及び安全管理に関することに従事する。また、就寝支援、舎内巡視等の宿直業務を行う。

(2)　給料　（令和８年４月１日現在）

大学卒	短大卒	高校卒
２６０，１００	２４４，０００	２２２，１００

上記の額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、給料の調整額、教職調整額及び教員特別手当が支給される。

また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

３　出願資格

次の(1)～(4)の全てを満たす者

(1)　地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条に規定する欠格条項に該当しない者

(2)　昭和４０年４月２日以降に生まれた者

(3)　大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程を卒業・修了した者（令和８年度卒業・修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が認めた者

(4)　次のいずれかに該当する者

・　幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭（盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭）、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者
（令和９年３月３１日までに取得見込みの者を含む。）

・　看護師、介護福祉士、又は保育士の資格を有する者(令和９年３月３１日までに取得見込みの者を含む。)又はこれと同等の資格を有すると教育委員会が認めた者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 088-621-3150）まで連絡すること。

４　出願期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１３日（金）まで

※出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和８年１１月１３日（金）までの消印のあるものに限る。

5 出願手続

次の(1)～(7)の書類（(4)～(6)については該当する書類）を簡易書留郵便で郵送すること。なお、提出する封筒には「寄宿舎指導員出願書類在中」と朱書きすること。

出願先：〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地
徳島県教育委員会　教職員課　教員採用推進担当（県立学校）

(1) 志願書・履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）
写真は、縦４cm 横３．５cm（脱帽・上半身）で６か月以内に撮影したものであること。

(2) 受審票（所定のもので、表面には受審者の住所・氏名【様を必ず付ける】を記入のうえ、８５円切手を貼付のこと。写真は受付後に貼付して当日持参すること。）

(3) 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

(4) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

(5) 最終学校の成績証明書
※卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

(6) 出願資格(4)に該当することを証明する書類の写し

(7) 審査結果通知用封筒(角形２号２４cm×３３．２cm、住所・氏名を明記し、６２０円切手を貼付のこと。）

6 審査期日及び会場

〈筆記審査〉　令和８年１２月５日（土）
徳島県立総合教育センター３階研修室（板野郡板野町犬伏字東谷１－７）

〈面接審査〉　令和８年１２月５日（土）、６日（日）
徳島県立総合教育センター３階研修室（板野郡板野町犬伏字東谷１－７）

7 審査日程

〈筆記審査〉
令和８年１２月５日（土）
９：１０～　９：３０ 受付
９：３０～　９：４０ 諸注意
９：４０～１０：４０ 筆記審査Ⅰ（教職教養・専門）
１１：００～１２：００ 筆記審査Ⅱ（小論文）

〈面接審査〉
令和８年１２月５日（土）又は６日（日）
面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

8 審査内容

(1) 筆記審査　ア　教職教養（教育法規等に関する基礎的な内容）及び専門に関する問題（障がいのある子どもたちを支援するために必要な知識や特別支援教育に関する問題）
イ　小論文（課題について６００字以内）

(2)　面接審査　人物、識見等、寄宿舎指導員としての適格性を審査する。

9　審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和９年１月２８日（木）午後２時頃に、県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は徳島県のホームページにも掲載する。

10　審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1)　開示の内容

総合得点及び総合順位

(2)　受付期間・受付時間

審査結果発表の日の翌日から１月間。ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時までとする。

(3)　受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁９階）

(4)　本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等)

11　その他

(1)　身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。

(2)　採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

(3)　自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

(4)　令和８年 12 月 25 日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和６年法律第 69 号)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。予め、選考過程において特定性犯罪の前科の有無を含む賞罰の有無を確認する。

(5)　この選考審査についての問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地

徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 088-621-3150）